

I. 筆記試験受験停止及び筆記試験合格失効・取消し

1. 適用

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という。）が実施する筆記試験の受験停止、筆記試験合格失効及び取消しについて規定する。

2. 筆記試験の受験停止

次の場合、CEARは筆記試験受験者の受験を直ちに停止することができ、再受験についても一定期間停止することができる。この場合、後日当該受験者は文書又は判定委員会の場等、判定委員会の指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- 1) 試験室内の秩序を乱す者
- 2) 不正行為を行った者

3. 合格の失効

研修コース合格修了証明書の発行日から5年までに環境審査員申請手続を行わなかった場合、筆記試験の合格は失効するものとする。

4. 筆記試験合格の取消し

次の場合、判定委員会に諮問し、判定委員会の判定結果に基づき、その筆記試験の合格を取消す。この場合、当該者は文書又は判定委員会の場等、判定委員会が指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- 1) 不正行為を行って合格した場合。
- 2) 研修コース合格修了証明書を不正に使用又は改ざんした場合。
- 3) CEARの認証マークを使用した場合。
- 4) 認定機関の認定シンボルを使用した場合。
- 5) 研修機関が承認の一時停止又は取消しを受け、その受講及び／又は受験が無効となった場合。

5. 筆記試験合格取消し者の研修コース合格修了証明書の処置

筆記試験の取消し処分が決定した者は、CEARの要求に基づき、速やかに研修コース合格修了証明書を受講した研修機関へ返却しなければならない。

6. 筆記試験受験停止及び合格取消しの通知

- 1) 筆記試験受験停止又は筆記試験合格の取消し処分があった場合、その処分の決定した日から5営業日以内に該当する筆記試験受験者、合格者及び受験研修機関へその処分について、筆記試験受験停止・合格取消通知書(CDF1501)を通知する。
- 2) 該当者が既に環境審査員として登録していた場合は、登録管理簿から抹消し、その旨を本人及び関係機関に通知し、当該環境審査員に登録証及び身分証の返還を求める。

7. 筆記試験受験停止者の再受験及び合格失効・取消しの回復

7.1 筆記試験受験停止者の再受験

筆記試験受験停止者は判定委員会の定める受験停止期間が経過した後、筆記試験を再受験することができる。

7.2 筆記試験合格失効者の回復

筆記試験合格失効の回復は、筆記試験を改めて受験し、合格することにより可能とする。なお、この筆記試験は1回のみ受験可とし、不合格となった場合は、1年以内の再受験を1回のみ認める。1年以内の再受験にも不合格の場合は、研修コースの最初からの再受講を要する。

7.3 筆記試験合格取消し者の回復

前4項1)～4)に掲げる理由によりその合格を取消された者は、合格取消し判定の日から1年経過後は筆記試験の再受験ができる。

以上

環境審査員に関する停止・失効・取消規程**Ⅱ. 環境審査員資格停止・失効・取消し****1. 適用**

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、「CEAR」という。)に登録する、環境マネジメントシステム審査員(以下、「環境審査員」という。)の資格の停止、失効及び取消しについて規定する。

2. 資格の失効**2.1 資格の失効**

次の場合、資格は失効するものとする。

- 1) 環境審査員が、有効期限内に登録サーベイランス又は登録再認証ができなかった場合。
- 2) 環境審査員が、該当の登録サーベイランス、再認証要件、移行要件を満たせなかった場合。ただし、実績に応じて、審査員が審査員補へ、主任審査員が審査員補又は審査員に登録を希望する場合は判定に基づいて登録できる。

2.2 資格失効の処置及び通知

- 1) 資格失効者は、登録リストから削除する。
- 2) 未手続による資格失効の場合は、手続が行われていない旨を、1か月以内に届出されている連絡先へ通知する。

2.3 資格失効者の資格の回復**2.3.1 審査員補の資格失効者の資格の回復は次の手続による。**

- 1) 失効日から3か月未満の者は登録サーベイランス申請書又は登録再認証申請書(ADF1201-2, 3)により所定の手続を行うことで資格の回復を可能とする。
- 2) サーベイランス登録又は再認証登録の失効日から3か月以上経過し5年以内の者は、再登録申請書(ADF1201-6)により申請し、その理由が正当であると判定委員会が認めた場合再登録が可能となる。この場合、必要に応じ面接評価を行う。5年を超過した者は評価登録申請書(ADF1201-1)による最初からの登録申請となる。
- 3) 2017年12月15日までにJIS Q 14001(ISO 14001)2015年版の移行できなかった者は、サーベイランス登録又は再認証登録の失効日5年以内に、CEARが実施する筆記試験に合格し、再登録申請書(ADF1201-6)により申請し、その理由が正当であると判定委員会が認めた場合再登録が可能となる。この場合、必要に応じ面接評価を行う。5年を超過した者は評価登録申請書(ADF1201-1)による最初からの登録申請となる。

2.3.2 審査員及び主任審査員の資格失効者の資格の回復は次の手続による。

- 1) 失効日から6か月未満の者は登録サーベイランス申請書又は登録再認証申請書(ADF1201-2, 3)により所定の手続を行うことで資格の回復を可能とする。
- 2) サーベイランス登録又は再認証登録の失効日から6か月以上経過し5年以内の者は、再登録申請書(ADF1201-6)により審査員補として申請し、その理由が正当であると判定委員会が認めた場合再登録が可能となる。この場合、必要に応じ面接評価を行う。5年を超過した者は評価登録申請書(ADF1201-1)による最初からの登録申請となる。
- 3) 2017年12月15日までにJIS Q 14001(ISO 14001)2015年版の移行できなかった者は、サーベイランス登録又は再認証登録の失効日5年以内に、CEARが実施する筆記試験に合格し、再登録申請書(ADF1201-6)により審査員補として申請し、その理由が正当であると判定委員会が認めた場合再登録が可能となる。この場合、必要に応じ面接評価を行う。5年を超過した者は評価登録申請書(ADF1201-1)による最初からの登録申請となる。

- 4) 主任審査員から審査員補に再登録できた場合、要件を満たすことにより主任審査員への直接申請ができる。

3. 資格の停止及び取消し

3.1 資格の停止及び申請受理の停止

CEARは次の場合、判定委員会に諮問し、その行為が「環境審査員倫理行動規範及び順守事項(QD1100)(公開用)」(以下、「行動規範及び順守事項」という。)に違反し、申請受理の停止又は資格の停止とすることが妥当と判定委員会が判定した場合は、期間を定めて停止する。なお、環境審査員資格保有者のサーベイランス・再認証の申請猶予期間中の者にも同様に本項を適用するものとする。

この場合該当者は文書又は判定委員会の場合等、判定委員会の指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- 1) 当該環境審査員資格へのすべての申請書及び提出資料に重大な不正又は誤りがあった場合。
- 2) 当該環境審査員に対し、苦情がCEARに寄せられた場合。
- 3) 申請手続の際、当該環境審査員から異議申立て及び苦情を受けた旨の報告があった場合。
- 4) 一時停止となった原因が、CEARが定めた期間内に解決されない場合。

3.2 資格の取消し

CEARは次の場合、判定委員会に諮問し判定委員会の判定結果に基づき、その資格を取消す。なお、環境審査員資格保有者のサーベイランス・再認証の申請猶予期間中の者にも同様に本項を適用するものとする。

この場合、当該者は文書又は判定委員会の場合等、判定委員会が指定する方法で弁明の機会を与えられるものとする。

- 1) 不正にその資格を取得した場合。
- 2) 身分証、登録証を不正に使用した場合。
- 3) 身分証、登録証を改ざんした場合。
- 4) CEARの認証マークをCEARが定めた以外の方法で使用した場合。
- 5) 認定機関の認定シンボルを使用した場合。
- 6) 評価登録システムについて誤った引用を行った場合。
- 7) 審査において行った行為が、「行動規範及び順守事項」に違反し、資格の取消しに相当すると判定委員会が認めた場合。

4. 資格停止・取消しの通知

- 1) 申請受理停止の場合、判定結果通知で、受理の停止とその期間を通知する。
- 2) 資格停止又は取消し処分があった場合、その処分の決定した日から5営業日以内に該当環境審査員及び関係機関(公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)及び認証機関職員・契約審査員の場合は当該認証機関等)へその処分について、環境審査員資格停止・取消通知書(CDF1501)にて通知する。

5. 資格停止、取消し者の処置

- 1) 資格の停止、取消し者は登録リストから削除する。
- 2) 資格停止者及び取消し者は身分証と登録証を、CEARの要求に基づき、速やかにCEARへ返却しなければならない。
- 3) 資格の停止、取消し者は資格を有していると思われる言動をしてはならない。

6. 資格停止・取消し者の資格の回復

6.1 申請受理停止及び資格停止者の資格の回復

判定委員会の定める停止期間が経過したとき、又は判定委員会が停止を解除した場合は、当該環境審査員資格の回復を認める。ただし、停止解除時期が、サーベイランス申請締切日を過ぎた場合は維持申請を、又は再認証申請締切日を過ぎた場合は再認証新申請を行い、要件を満たした場合資格を回復できる。この場合の要件は、「申請締切日」を「申請日」と読み替える。

6.2 資格取消し者の資格の回復

- 1) 資格を取消された者は、資格取消し決定の日から3年間は評価登録の再申請はできない。
- 2) 資格取消し決定の日から3年経過後、資格の再取得を希望する場合は、評価登録申請書(ADF1201-1)により初回の登録申請を行うことができる。

以 上